

第9期
秩父広域市町村圏組合分別収集計画
(令和2年度～令和6年度)

秩父広域市町村圏組合

秩父広域市町村圏組合分別収集計画目次

	ページ
1 計画の策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目	2
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第3号)	3
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11 分別収集の用に供する施設の設備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	6
《特記事項》	7

秩父広域市町村圏組合分別収集計画

令和元年6月1日

1 計画策定の意義

戦前の日本では、住民が創意工夫を凝らし、また必要とし「物」の有効利用（リサイクル）を行っていたが、戦後の高度経済成長とともに豊かさや便利さを追求し、大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返した結果、ごみの排出量が年々増加することとなった。

こうした消費構造のしわ寄せから、自治体におけるごみ処理については、莫大な経費が必要となり、財政に大きな影響を及ぼすとともに、環境問題等から廃棄物処理施設などのいわゆる「迷惑施設」の整備は非常に厳しい状況となっている。

当組合でも新しい最終処分場を確保することは相当困難と思われることから、早くからごみの分別収集、処理施設への搬入ごみの再資源化の徹底及び焼却残渣の再資源化等に取り組んだ結果、埋立期間を再延長できる見込みとなっているが、更なる延命化を図っていく必要がある。

本計画はこのような状況のなかで、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、住民と行政が連携し、秩父地域の更なるごみの減量と資源の有効利用が促進されることにより、可燃ごみ、不燃ごみの減量と焼却処理施設及び最終処分場の延命化が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたり、基本的方向を次のとおりとする。

- ①住民一人一人が切実にごみ問題を考え、目を向ける社会づくり
- ②ごみを分別する習慣を身につける生活づくり
- ③住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担し責任をもった行動

3 計画期間

計画の期間は、令和2年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、既に対象品目として分別収集を行っているスチール缶・アルミ缶・ガラスびん（無色・茶色・その他）・紙パック・段ボール、ペットボトルの8種類とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

○排出量の見込み

種 類	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
容器包装廃棄物	6,678t	6,610	6,540t	6,475t	6,407t

○品目別の内訳

種 類	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
主としてスチール製の容器	243t	241t	238t	236t	233t
主としてアルミ製の容器	282t	279t	276t	273t	270t
無色のガラス製容器	659t	652t	645t	639t	632t
茶色のガラス製容器	550t	545t	539t	533t	528t
その他のガラス製容器	211t	209t	207t	205t	203t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	61t	60t	60t	59t	58t
主として段ボール製の容器	1,126t	1,114t	1,103t	1,092t	1,080t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	1,043t	1,032t	1,021t	1,011t	1,001t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	130t	129t	127t	126t	125t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	2,373t	2,349t	2,324t	2,301t	2,277t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、圏域住民、事業者等に周知するとともに理解と協力を求める。

(1) 教育、啓発活動の充実

ごみ処理施設の見学会、「ごみの減量とリサイクル」に関する標語の募集、学校給食の牛乳パックの回収・リサイクル等による学校教育の場を通じ、また、地域の住民や事業者にはホームページや広報紙、講演会等のあらゆる機会を通じて、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の増大等ごみ処理の厳しい現状について情報を提供し、認識を深めてもらう。

また、ごみの排出抑制、分別排出、リサイクル、ごみの適切な出し方など地域住民に配布するごみカレンダー等を通じて啓発活動を積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制、買い物袋の持参の徹底

簡易包装協力店制度を導入するなど、スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

また、少量購入時のレジ袋不要やマイバックの普及啓発によるレジ袋等の削減による容器包装の排出を抑制する。

(3) リサイクル製品の利用促進

公共機関や事業所が率先してリサイクル製品の利用促進を徹底するとともに、地域住民や事業所に対してもリターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の状況及び再生施設、収集機材等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶（飲食用）
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ビン（飲食用） 〔資源ごみ：カン・ビン類〕

主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック 〔資源ごみ：紙・布類〕
主として段ボール製の容器	段ボール 〔資源ごみ：紙・布類〕
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル 〔資源ごみ：ペットボトル〕

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	186t		184t		182t		180t		179t	
主としてアルミ製の容器	95t		94t		93t		92t		91t	
無色のガラス製容器	(合計) 181t		(合計) 179t		(合計) 177t		(合計) 175t		(合計) 173t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		181t		179t		177t		175t		173t
茶色のガラス製容器	(合計) 290t		(合計) 287t		(合計) 284t		(合計) 281t		(合計) 278t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		290t		287t		284t		281t		278t
その他のガラス製容器	(合計) 40t		(合計) 40t		(合計) 40t		(合計) 39t		(合計) 39t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		40t		40t		40t		39t		39t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	3t		3t		3t		3t		3t	
主として段ボール製の容器	275t		272t		269t		266t		264t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 116t		(合計) 115t		(合計) 114t		(合計) 113t		(合計) 111t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		116t		115t		114t		113t		111t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法

(1) 段ボール製容器包装以外の見込量

平成28年度から30年度実績（1人当たり原単位）の平均値×計画人口

(2) 段ボール製容器包装の見込み量

平成30年度実績（1人当たり原単位）×計画人口

※平成28年度から30年度の数値が著しく減少したため、平成30年度実績を使用した。

なお、各年度の計画人口の推計については、平成31年4月1日の人口を基に一般廃棄物処理基本計画における推計人口の変動率を使用した。

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
98,184人 (変動率) 98.97%	97,174人 (変動率) 98.97%	96,174人 (変動率) 98.97%	95,183人 (変動率) 98.97%	94,202人 (変動率) 98.97%

10 分別収集を実施する者に関する基本的事項（法第8条第2項第5号）

現在、9品目中8品目（その他プラスチック以外）については、既に実施しているため現行の収集体制を活用する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール製容器	カン・ビン類（飲食用の空き缶・ビン） 〔資源ごみ〕	委託業者による収集 （月2回） ステーション方式	委託業者
	アルミ製容器			
ビン	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙	飲料用紙製容器			
	段ボール			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル 〔資源ごみ〕	委託業者による収集 （月1回） ステーション方式	組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在実施している8品目については、次のとおり現行の施設を活用する。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分別の 区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	カン・ビン類	袋	パッカー車	民間施設 (秩父リサイクルセン ター)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙・布類	ひもでしぼる	平ボディートラ ック	秩父環境衛生セン ター
段ボール				
ペットボトル	ペットボトル	専用ネット袋	パッカー車	秩父環境衛生セン ター

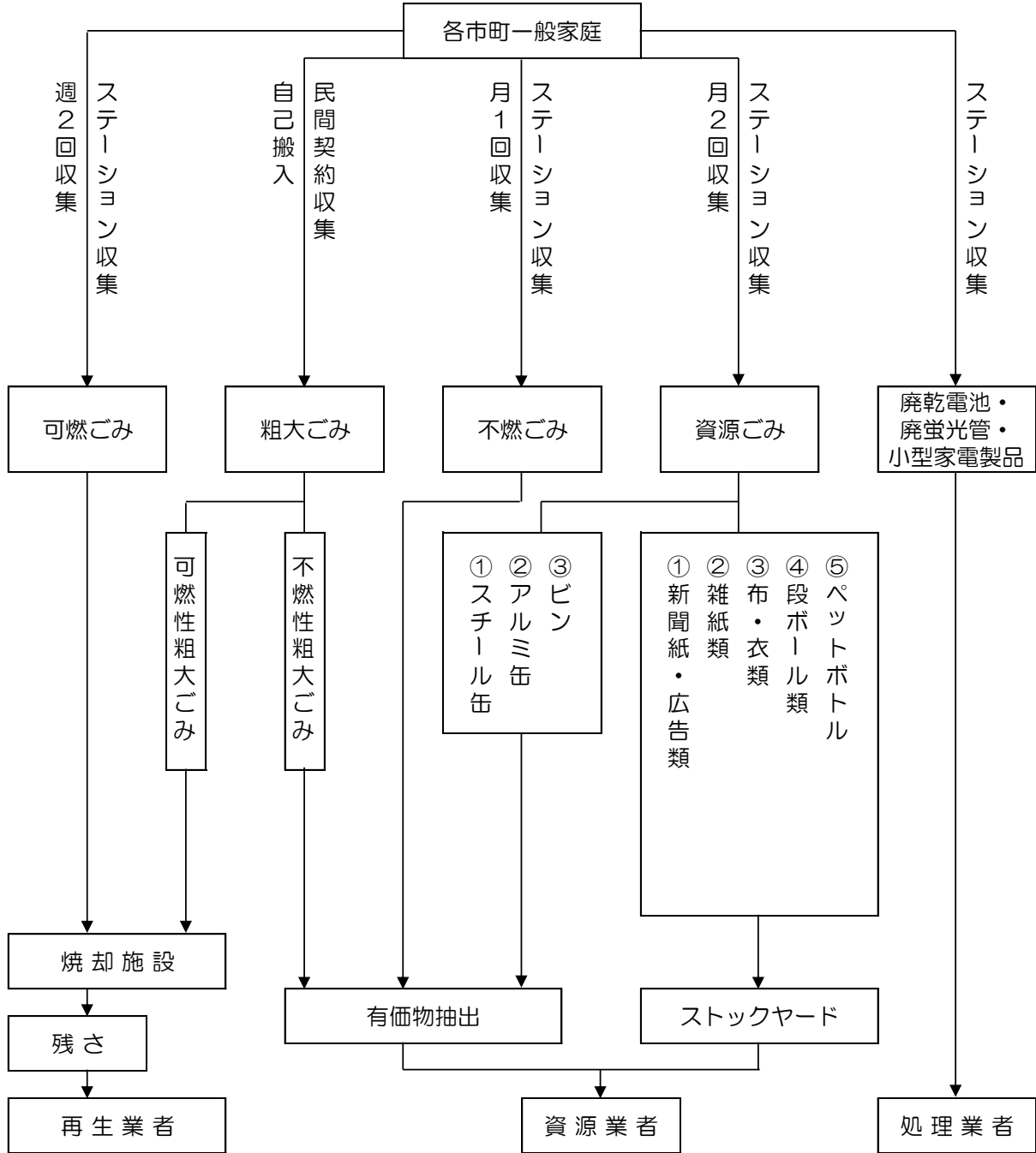
12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- ①消費者・小売業者の協力による収集ルート確立
(例：酒販小売組合による回収空きビンの無償受け入れ)
- ②構成市町で実施する資源回収実施奨励事業等による、各種団体（自治会、子供会、PTA等）における集団回収の推進
- ③廃棄物減量等推進審議会による一般廃棄物の減量・リサイクルに関する方策の検討

《特記事項》

1 秩父広域市町村圏組合における収集・処理体系

秩父広域圏の収集処理に関する取り組みは、以下のとおりである。



- ※ 1 可燃・不燃ごみの排出は、組合指定の有料ごみ袋を使用
- 2 スチール・アルミ缶（資源ごみ）の排出は、スーパー等の袋を使用
- 3 ペットボトルの排出は、専用のネット袋を使用

2 当組合におけるリサイクル体系

資源物回収に関する収集処理体系は、下記のとおりである。

